

令和 8 年度 勝央町立保育園 入園申込案内

【入園申込書提出期間】

令和 7 年 11 月 17 日(月) ～ 19 日(水)

【入園申込書提出場所】

・原則、第1希望の保育園にご提出ください。

【注 意 事 項】

- ・書類の不備・記入漏れ等があった場合、申込みを受け付けることができません。入園申込案内を確認し、書類が揃った上でご提出をお願いします。
- ・施設に定員の余裕がある場合は、上記提出期間を過ぎても申込みを受け付けますので、随時ご相談ください。



勝央町役場健康福祉部こども未来室

〒709-4334

岡山県勝田郡勝央町平 242-1

勝央町総合保健福祉センター

TEL:0868-38-1192 FAX:0868-38-7103

Mail:kankyouhoken@town.shoo.okayama.jp

入園申込案内

令和 8 年度勝央町立保育園の入園に際して、「子どものための教育・保育給付支給認定申請」(保育の必要性の認定申込)と「特定教育・保育施設利用申請」(施設利用申込)の両方が必要です。 保育園入園申込の手続きは次のとおりです。

○申込条件

- ①令和 2 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた幼児または令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた乳児(生後 7 ヶ月以降に入園ができます。)
※乳児は、勝間田・古吉野・高取保育園のみの申込みとなります。(4 ページ参照)
- ②保護者及び乳幼児が勝央町に住所を有していること。
- ③保育の利用を必要とする要件を満たすこと。(3 ページ参照)なお、「教育標準時間(8:30～13:00)」の利用を希望される場合は、要件を満たす必要はありません。
- ④令和 8 年 4 月入園希望であること(5 月以降に入園希望の方は途中入園になりますので、入園希望月の 2 ヶ月前から申込を行っていただくことになります。空き状況はその際に勝央町役場健康福祉部にお問い合わせください。定員に達していた場合、途中入園できません。)

○申込書提出期間:令和 7 年 11 月 17 日(月)～19 日(水)の 3 日間

○提出場所

新入園児の方:第 1 希望の町立保育園

在園児の方:現在通っている町立保育園または第 1 希望の町立保育園

支給認定について

保育園等を利用するには、保育の利用を必要とする要件により審査し、保育の必要性の認定が必要となります。

年齢	保育の必要性の認定※1	認定区分	利用できる施設	利用区分
3 歳以上 (3～5 歳児)	必要なし	1 号認定	幼稚園 認定こども園	「教育標準時間」 ※2
	必要あり	2 号認定	保育所・認定こども園	「保育標準時間」 「保育短時間」
3 歳未満 (0～2 歳児)	必要あり	3 号認定	保育園・認定こども園	「保育標準時間」 「保育短時間」

※1 保育の利用を必要とする要件は、次ページ(3 ページ)のとおりです。

※2 町立保育園において、「教育標準時間(8:30～13:00)」利用を実施しますので、1 号認定の方(保育の必要性のない方)も町立保育園の利用が可能です。

保育の利用を必要とする要件と要件ごとの証明書類

- ① 1 ヶ月に 48 時間以上労働することを常態としていること(保護者のうち就労時間が短い者):『就労証明書』または『自営業等従事者申立書』
- ② 妊娠中(出産予定日の属する月の前 2 ヶ月)または出産後間がない(出産日の属する月及びその月の後 2 ヶ月)こと(合計 5 ヶ月の間):『出産申立書』
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること:『病気等申立書』
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること:『介護(看護)申立書』
- ⑤ 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっていること:『申立書』
- ⑥ 就学していること(職業訓練校等における職業訓練を含む):『就学・就学予定申立書』
- ⑦ 求職活動中(起業準備を含む)であること(認定日から 90 日目の属する月の終日まで):『求職活動申立書』
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること:『申立書』
- ⑨ 育児休業中であること(育児休業対象児が 1 歳 6 ヶ月になる年度末まで):『就労証明書』
- ⑩ その他、保育が必要であると町が認める事由に該当するもの:『申立書』

保育の利用を必要とする要件ごとの保育必要量(利用区分)

保育の利用を必要とする要件		保育の必要量(利用区分)
①	1 ヶ月に <u>120 時間以上</u> 労働することを常態としていること。	「保育標準時間」 (7:00~18:00) +必要に応じた延長保育
②	妊娠中、または出産後間がないこと。	
③	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。	
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	
⑤	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっていること。	
⑥	就学していること。	
⑧	虐待やDVのおそれがあると認められること。	「保育短時間」 (8:30~16:30) +必要に応じた延長保育
①	1 ヶ月に <u>48 時間~120 時間未満</u> の労働することを常態としていること。	
③	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。	
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	
⑥	就学していること。	
⑦	求職活動中(起業準備を含む)であること。	
⑨	育児休業中であること。	「教育標準時間」 (8:30~13:00) +必要に応じた延長保育
	なし 保育の必要性がなくても利用可能。(3~5 歳児のみ。)	

【注意事項】

- ※1 要件①について：入園後に保護者が離職した、もしくは就労時間等を変更した場合、支給認定の変更が必要となります。それに伴い、就労時間を変更した場合は、利用区分の変更が必要になる場合があります。離職した場合は、要件⑦に切り替え、90日以内に就労を再開していただく必要があります。就労を再開されなかった場合は、退園となります。※3 参照
- ※2 要件②について：出産(予定)日の属する月を含めた前後2ヵ月ずつの合計5ヶ月間を経過した後は、退園となります。育児休業に入られる方については「保育短時間」に変更していただきます。
- ※3 要件⑦について：有効期限は開始日から90日目の属する月の終日です。期限を経過しても、就労されなかった場合は、退園となります(3歳児以上であれば、「教育標準時間(8:30～13:00)」での利用は可能です。
- ※4 要件⑨について：育児休業対象児は入園できません。
- ※5 入園している児童であっても、保育の必要要件に変更があったときは、支給認定の変更手続きが必要となり、保育の必要性の要件に該当しなくなったときは、入園の継続はできません。
- ※6 内定通知書及び利用契約決定通知書に記載される保育必要量は、4月時点のものです。

施設利用について

勝間田・高取地区に居住の幼児は、勝間田または高取保育園のどちらか希望の保育園への入園を基本とし、植月・吉野・古吉野地区に居住の幼児は、住所地区の保育園への入園を基本とします。ただし、保育士の確保の状況などの保育園の状況によっては、他の園に変更もしくは入園をお断りさせていただく場合があります。保育の必要性が高い方を優先し、住所地区、在園兄弟の有無等から勝央町が調整しますので、第3希望までご記入ください。

○町立各保育園の定員と受入年齢

保育園名	住 所	定 員	受入年齢	電 話
勝間田保育園	勝央町岡 1280-1	200 人	0 歳児(7 ヶ月～) 1～5 歳児	38-2179
植月保育園	勝央町植月中 2-1	70 人	1～5 歳児	38-2366
吉野保育園	勝央町美野 1097	45 人	1～5 歳児	38-5025
古吉野保育園	勝央町石生 721-1	45 人	0 歳児(7 ヶ月～) 1～5 歳児	38-2838
高取保育園	勝央町黒坂 292-1	120 人	0 歳児(7 ヶ月～) 1～5 歳児	38-2655

○保育必要量(利用区分)

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	(時)
保育標準時間(11 時間)												延長 保育 ③	
	保育短時間(8 時間)								延長 保育②				
	教育標準時間(4.5 時間)				延長保育①								

○延長保育料

延長保育①13:00～16:30(3.5h)…1回 700 円

延長保育②16:30～18:00(1.5h)…1回 300 円

延長保育③18:00～19:00(1h)…1回 200 円(「保育標準時間」認定の乳幼児は月 3,000 円を上限)

○土曜日保育

各事業所において週休 2 日制が普及してきており、また義務教育も 5 日制が導入されてきていることから、保育園におきましても土曜日の保育につきましては、保育に欠けない方については、ご家庭で保育をしていただくようお願いいたします。なお、仕事等により保育を必要とする方につきましては、保育園にて保育を実施いたします。(現在、吉野保育園と古吉野保育園では、土曜日保育を合同で実施しており、奇数月を古吉野保育園、偶数月を吉野保育園となっています。)土曜日保育実施希望の方につきましては、各園において前もって申込みをしていただくようになります。

○休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、その他町長が特に必要と認めた日

提出書類について

入園希望乳幼児の氏名、生年月日は、戸籍どおりに正しく楷書で記入してください。また、入園希望乳幼児の年齢は令和 8 年 4 月 1 日時点で記入してください。記入漏れや添付書類の不足などの不備があった場合、受付ができません。本案内、記入例等をよく確認し、申し込んでください。

<全員に提出していただく書類>

- ①「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」
- ②「令和 8 年度 特定教育・保育施設利用申請書」
- ③「令和 8 年度 保育園(所)入園申請確認書」
- ④保育を必要とする証明書(両親とも)(3ページ参照)

①～③については、1 家庭から 2 人以上の乳幼児の申込みをする場合、それぞれの乳幼児ごとに記入し、提出してください。④については、1 家庭から 2 人以上の乳幼児の申込みをする場合は、両親 1 枚ずつを提出してください。ただし、「教育標準時間(8:30～13:00)」での利用を希望されている場合は、④の提出は必要ありません。

＜該当する方のみ提出していただく書類＞

⑤「令和 7 年度市町村民税課税証明書」または「マイナンバーが確認できる書類」のどちらか一方 ※保育料・副食費の額の決定の際に必要となります。

該当する方:令和 7 年 1 月 1 日に勝央町に住民票がなかった方(勝央町に転入予定で令和 8 年度新入園予定の方。令和 7 年 1 月 1 日に勝央町に住民票がなかった方でも令和 7 年度から乳幼児またはその兄弟が在園している場合はすでに提出していただいているため不要です。)

●「令和 7 年度市町村民税課税証明書」を提出される方

→令和 7 年 1 月 1 日に住民票があった市町村で取得し、入園申込書に添付し、提出してください。

※課税証明書は税額控除記載・税額控除前所得割額記載のものを提出してください。

●「マイナンバーが確認できる書類」を提出される方(入園申込書提出時に勝央町に住民票がある方のみ)

→11 月 25 日(火)～11 月 28 日(金)に保護者(父・母)のマイナンバーがわかる書類、身分証明書を持って、勝央町総合保健福祉センターにお越しください。提出していただいたマイナンバーで、令和 7 年 1 月 1 日に住民票があった市町村に市町村民税額を照会させていただきます。

※令和 8 年 4 月～8 月の保育料・副食費は令和 7 年度課税(令和 6 年所得分)で算定し、令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月の保育料・副食費は令和 8 年度課税(令和 7 年所得分)で算定します。

⑥転入に関する誓約書

該当する方:入園申込書提出時に勝央町に住民票がなく、3 月末日までに転入予定の方

誓約書に必要事項を記入の上、入園申込書に添付して提出してください。4 月入園の場合、3 月末日までに勝央町に転入手続きを行い、住民登録をする必要があります。手続きを行わなかった場合、入園申込・内定が無効になります。

⑦口座振替依頼書 ※保育料・副食費・延長保育料の口座振替のために必要となります。

該当する方:新入園児(ただし、兄弟姉妹が在園している場合は提出不要です。)

在園児の保護者であって、振替口座を変更する方・申請者(保護者)を変更される方
利用できる金融機関…中国銀行・晴れの国岡山農協・津山信用金庫・ゆうちょ銀行

上記金融機関(勝央町内にある支店)にある口座振替依頼書に必要事項を記入の上、通帳、登録した印鑑を持って、金融機関(勝央町内にある支店)に提出してください。口座は勝央町内の支店以外のものでも使用できます。原則、提出された月の翌月の口座振替から適用されます。

1 月下旬頃に入園が内定した方に内定通知が届きますので、届いた方のみ手続きしてください。

⑧保育料等減免申請書

該当する方:ひとり親世帯

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、

国民年金の障害基礎年金の受給者がおられる世帯

上記の世帯で、一定の所得以下の方については、保育料(0～2 歳児)・副食費(3～5 歳児)・延長保育料が減免となる場合があります。申請書と証明書類の提出が必要です。

利用者負担額について

※参考として、令和7年度の額をお示しします。令和8年度においては、多少の変更がある可能性があることをご了承ください。

<保護者全員に負担していただく費用>

○絵本代・教材費・保護者会費等

各保育園の定めた額・頻度で保育園が直接徴収させていただきます。



<3～5歳児の保護者に負担していただく費用>

○主食費…ごはん・パンなどにかかる費用

3歳児：1日60円×給食を食べた日数、4～5歳児：1日80円×給食を食べた日数で算出した額を毎月、保育園が直接徴収させていただきます。

○副食費…おかず・おやつなどにかかる費用

3～5歳児は、令和元年10月より保育料(施設利用費)が無償化され、副食費のみを負担していただくようになりました。副食費は、利用区分(「保育標準時間」・「保育短時間」・「教育標準時間」)にかかわらず、月額4,800円を基本とします。(ただし、下表のとおり保護者(原則父・母)の市町村民税所得割額合算額によっては減免・免除になります。)アレルギー除去食等による減額等はありません。ただし、月開所日において13日以上欠食した場合は、月開所日数から副食を摂ることができなかった日数を差し引き、当該副食費の額を乗じて得た額を25日で除した額(10円未満切捨て)を当該副食費から差し引いた額として、還付を受けることができます。

定 義	副食費
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	
保護者の市町村民税所得割額の合計が 57,700 円未満(ひとり親で 77,101 円未満)	
保護者の市町村民税所得割額の合計が 57,700 円以上	4,800 円

※ただし、副食費がかかる場合であっても多子世帯については、18歳未満の兄弟をすべて数えて次のとおり減免対象になる場合があります。

多子世帯の減免条件	副食費
第1子	4,800 円
第2子	2,400 円
第3子以降の子	0 円

※徴収方法は、勝央町が原則、口座振替にて徴収します。記帳の際、「ホイクリョウ」(金融機関によって表記は多少異なります。)と印字されますが、副食費のことです。

＜0～2 歳児の保護者に負担していただく費用＞

○保育料…施設利用費＋副食費

保育料は、保護者(原則父・母)の市町村民税所得割額合算額・歳児・各利用区分(「保育標準時間」・「保育短時間」)により決定します。

(参考)令和 7 年度保育料額		0 歳児		1・2 歳児	
階層	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
3	市町村民税所得割額 48,600 円未満	16,570 円	13,250 円	16,570 円	13,250 円
4	〃 97,000 円未満	25,500 円	20,400 円	25,500 円	20,400 円
5	〃 169,000 円未満	37,820 円	30,250 円	37,820 円	30,250 円
6	〃 301,000 円未満	51,850 円	41,480 円	51,850 円	41,480 円
7	〃 397,000 円未満	68,000 円	54,400 円	68,000 円	54,400 円
8	〃 397,000 円以上	88,400 円	70,720 円	85,960 円	68,760 円

※徴収方法は、勝央町が原則、口座振替にて徴収します。なお、入園後は退園届を提出しない限り、通園の有無にかかわらず、保育料を全額納付していただきます。

多子世帯・ひとり親世帯の保育料の免除・減免について

○18 歳未満の兄弟をすべて数えて第 3 子以降となるものは保育料が全額免除となります。

○第 1 子が在園している場合の第 2 子は保育料が半額減免となります。(第 1 子が、小学生以上の場合、半額減免の対象とはなりません。)

○ひとり親世帯については市町村民税が非課税の場合は保育料が全額免除、市町村民税所得割額 77,101 円未満の場合、第 1 子は半額減免、第 2 子は全額免除となります。

口座振替について

保育料・副食費については、原則として、勝央町が口座振替にて徴収させていただきます。該当月の月末(ただし 12 月は 25 日)が振替日となります。なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日が振替日となります。残高不足等で振替ができなかった方は、翌月初旬に納付通知書(納付書)を送付いたしますので、金融機関、役場出納室で納めてください。

町が発行する納付書でお支払いされる場合は、毎月中旬に納付書を発行しますので、毎月月末(ただし 12 月は 25 日)までに金融機関、役場出納室、コンビニでお支払いください。

保育料・副食費の決定通知について

3 月下旬に決定し、4 月に通知させていただきます。



広域入所利用について

保育施設の利用については、保護者及び児童の住民票がある市町村の保育施設を利用することが基本です。ただし、勝央町外の保育施設であっても、職場が近い、実家が近くにあり祖父母等の協力が得られる、などの理由があり、かつ、広域入所利用を受け入れている保育施設であれば、市町村同士の協議により入園が可能な場合があります。町外の保育園を希望される方は、お早めに勝央町役場健康福祉部にご相談ください。

そ の 他

○入園申込後の予定について

- 11月下旬～1月中旬 入園調整(原則、電話での調整等はいきませんので、入園の可否については内定通知書または入園保留通知書でご確認ください。)
- 1月下旬～2月上旬 内定通知書・入園保留通知書等の送付
- 2月中 内科健診・物品購入・面接等(各園)
- 3月下旬～ 利用契約決定通知書の送付

※保育園の状況によっては、上記予定の延期・中止等がありますので、ご了承ください。

○令和8年度入園式について

令和8年度入園式は、令和8年4月2日(木)です。4月1日(水)は年度切替作業のため5保育園(勝間田保育園・植月保育園・吉野保育園・古吉野保育園・高取保育園)とも休園です。

○お問い合わせについて

ご不明な点等があれば、下記連絡先にお問い合わせください。

〒709-4334 岡山県勝田郡勝央町平 242-1
勝央町総合保健福祉センター内
勝央町役場健康福祉部こども未来室
TEL:0868-38-1192 FAX:0868-38-7103
Mail:kankyouhoken@town.shoo.okayama.jp

